平成２７年（フ）第４３３号
栃木県足利市大前町150番地１　ＳＫハイツＤ101
債務者　早坂　正雄
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９５９号
横浜市緑区三保町1323番地　ロゲーヨ梅田川２－Ａ
債務者　佐藤　靖浩
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１４号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ59番地２　レインボーヒル103、前住所愛知県豊田市今町３丁目７番地49
債務者　高橋　早紀
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５７号
大阪市北区天満３丁目９番19―302号
債務者　山路　哲也
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２号
熊本県人吉市瓦屋町1175番地３　平アパート201
債務者　上田　桂子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４２７号
栃木県宇都宮市竹林町119番地　白山ハイツＢ棟１－１
債務者　阿久津　康
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８号
熊本県水俣市わらび野１番１号、前住所熊本市東区渡鹿８丁目21番36号　サンライズ渡鹿101号
債務者　紙漉　　巧
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１５７号
福岡市西区姪の浜３丁目２番１号
破産者　ワールドクリエイティヴ株式会社
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７５号
福岡市南区大平寺１丁目31番地
破産者　株式会社ハカタヤフーズ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９８号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目150番地
破産者　ライフネットサポート株式会社
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県春日部市中央５丁目10番地６　ミオカステーロ春日部中央1203号
破産者　旭商運株式会社
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２９６号
埼玉県八潮市八潮８丁目６番地22
破産者　有限会社勝建
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
広島市西区己斐上２丁目53番８号
破産者　有限会社総合メンテナンス
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５３号
仙台市青葉区木町通１丁目８番10号
破産者　ワイズ・ソリューション株式会社
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８０号
横浜市神奈川区菅田町563番地
破産者　有限会社手塚工務店
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３０１号
横浜市青葉区市ヶ尾町328番地
破産者　有限会社アスカフーズ
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３５３号
横浜市港北区岸根町413番地４
破産者　株式会社星の子
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３６０号
神奈川県大和市上草柳186番地６
破産者　株式会社Ｓ・Ｄ・Ｓ
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部